

営業秘密小委・不正競争小委等における指摘事項¹

データの利活用の推進関係

○ 限定提供データ関連の規律のあり方（※）

（※）衆・参附帯決議では、施行後三年を目途として、ビジネスの展開、技術革新、経済社会の情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ所要の措置を講じること、とされている。

○ 諸外国との連携を通じた国際的なデータ流通環境の整備。【附帯決議】

○ トレーサビリティ等データの同一性の立証を助ける技術の検証・周知

営業秘密関係

○ 第4次産業革命に対応した適切な営業秘密の保護のあり方

- 「営業秘密の管理指針」改訂等により対応。
- 「秘密情報の保護ハンドブック」の見直しの検討（漏えい対策）。

○ 営業秘密侵害訴訟における被害者救済に資する制度の在り方

- インカメラ手続の拡充（平成30年不競法改正事項、平成31年7月1日施行予定）、営業秘密の不正使用の推定規定に係る政令の制定（平成30年11月1日施行）等手当済。

¹「中間とりまとめ」（平成27年2月、産業構造審議会知的財産分科会営業秘密の保護・活用に関する小委員会）、「第4次産業革命を視野に入れた不正競争防止法に関する検討 中間とりまとめ」（平成29年5月、同小委員会）、「データ利活用促進に向けた検討 中間報告」（平成30年1月、産業構造審議会 知的財産分科会 不正競争防止小委員会）等における指摘事項。